

令和2年度 二宮町子ども・子育て会議（書面会議） 次第

日時：令和3年1月29日（金）から
令和3年2月12日（金）まで

1 開会

2 会長、副会長の選出

・先般の開催通知に記載したとおり承認されました。

会長：心泉学園理事長 飯塚 富美 様

副会長：二宮小学校教頭 北川 慶太 様

3 議題

(1) 子ども・子育て会議の運営について

資料1

資料2

(2) 二宮町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

資料3

(3) その他

事務局から伝達する事項は、特にありません。

4 閉会

【配布資料等】

資料1 二宮町子ども・子育て会議条例

資料2 二宮町子ども・子育て会議スケジュール

資料3 二宮町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

子ども・子育て会議の内容についてです。

- ・第 1 条 この会議は、町の条例で定められており、子ども子育て支援法に基づき、二宮町子ども子育て会議の設置を規定しております。
- ・第 2 条 所掌事務ですが、子ども子育て支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとするとして規定されており、この事務の内容についての詳細は、**裏面**に記載がありますので、ご覧下さい。
- ・第 77 条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。となっており、前述とおり、この二宮町の子ども・子育て会議を設置しております。

- ・(1) の特定教育・保育施設とは、二宮町の中では保育所が町内に 5 園と分園 1 園が設置されております。

認定こども園については、町内では設置されておられません。

また、幼稚園については、平成 27 年度より新制度に移行した幼稚園としましては、令和 2 年度から海の星幼稚園が新制度の幼稚園に移行したため、特定教育・保育施設に当たりますが、町内の他の 4 園の幼稚園については、新制度に移行していないため、特定教育・保育施設にあたりません。私学助成を受けている以前からの幼稚園となります。

以上のことから、町内でこの施設に該当するのは、「海の星幼稚園」と「全ての保育園」となります。

その施設の利用定員の設定に関して第 31 条第 2 項に規定する事項を処理することとなります。

この第 31 条第 2 項というのが、下の四角の中に記載されておりますが、市町村長は、設置者の申請により、教育保育施設利用定員を定めようとするときは、あらかじめ第 77 条第 1 項の、つまり子ども・子育て会議にその意見を聞かなければならないとなっております。

保育園等の特定教育・保育施設を新たに設置する場合及びその定員を定めるときは、この会議の意見をいただくことになっております。

- ・(2) 特定地域型保育事業というのは、事業所内保育所・定員 20 名未満の小規模保育や、一般の家庭等を利用して定員 5 名以下の子どもを預かる家庭的保育所をさします。このような保育事業に関しても先ほどと同様に新たに始める場合には、この会議で意見を伺い定員を定めるものとなっております。現状、町にはこのような施設はありませんが、今後やりたい方がいられた場合には、この会議にかけることとなります。

- ・(3) 市町村の子ども子育て支援事業計画に関して第61条第7項に規定する事項を処理することとなっておりますが、これは下の四角のなかに書いてあります。
市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め又は変更しようとするときは、あらかじめ子ども子育て会議の意見を聞かなければならないとなっております。

- ・(4) については、当該市町村における子ども子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議することとなっております。

町で計画的に進める、子育て支援について、この会議の場で審議いただくということになっております。今年度からの会議につきましては、令和2年度からの「子ども・子育て支援事業計画」進捗状況の報告をさせていただきます。

以上の(1)から(4)が所掌事項となっております。

- ・表面 にお戻りください。

- ・第3条 会議は、15人以内で組織するとなっております。

- ・第4条 委員のみなさんの任期は2年となっております。
前委員の任期中に変更になった委員は、その残任期間となりますので、令和3年6月30日までとなります。

- ・第5条 会議に会長及び副会長を置き互選によりこれを定める。
今回は既に会長・副会長は、事務局案のとおり、選任させていただいております。

- ・第6条 会議の招集にについて記載しております。
会議は、委員の半数以上がなければ開催することができません。
会議の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところとなっております。

資料1の説明は以上となります。

- 子ども・子育て会議のスケジュールとなります。
- 子ども子育て支援事業計画は、前計画の平成 27 年から平成 31 年までの 5 ヶ年の計画と、令和元年度に皆様にご意見をいただいて作成した、現行の令和 2 年度から令和 6 年度までの計画があります。
- 今回の会議については、令和元年度の施策、事業についての点検、評価、進行管理が主なものとなっております。
- 表の下に【P】Plan（計画の策定）⇒【D】Do（計画の推進）⇒【C】Check（実施状況等の点検・評価）⇒【A】Act（事業の継続・拡充、計画の見直し）とありますが、こういった計画はこの PDCA サイクルというもので管理しており、今回の会議で令和元年度の Check と Act（事業の継続・拡充、計画の見直し）を図ることとなっています。
- その下の表は、今年度のスケジュールを月別にしたものです。

資料 2 の説明は以上となります。

資料3 説明文

前計画（平成 27 年度から平成 31 年度）の進捗（実績）状況についてです。

資料の量が多いため、平成 31 年度（令和元年度）の「成果」や「進捗状況」について、特出する部分を掻い摘んでご説明いたします。

- 平成 31 年度（令和元年度）は、コロナウイルスの影響により、令和 2 年 3 月の事業を中止するなどの影響が出ており、令和 2 年度においても、引き続き中止している事業や感染対策を講じながら実施している事業があります。令和 3 年度は、感染対策をとりながら、できる限りの実施を検討しているところです。

P	施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	担当課
1	1 家庭の育てる力を支援	(1)	子育て・親育ちの学習機会の充実	②育児参加の促進	生涯学習課
				③男性が参加する子育ての促進	生涯学習課
説明	マタニティ教室や男性の子育てへの参画については、平成 29 年度より子育て・健康課の事業に統合して実施しています。				

P	施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	担当課
1	1 家庭の育てる力を支援	(2)	地域子育て支援拠点	①子育てサロンの拡大	子育て・健康課
		(3)	一時預かり	①一時預かりサービスの充実	子育て・健康課
説明	平成 31 年 4 月山西小学校区に新たに「中里子育てサロン」を開所しました。想定以上に大きなスペースで町の中心地に設置したため、百合が丘の子育てサロンは廃止しました。また、中里子育てサロンでは、「一時預かり事業」も実施し、町内 3ヶ所で預かりが可能となりました。				

P	施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	担当課
1	2 幼児教育の充実			②私立幼稚園への支援	子育て・健康課
説明	令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費を減免するための「補足給付」を実施しました。一方で、保護者の負担が軽減されたため、就園費補助金や就園奨励費補助金は、4 月から 9 月の半年分の支給となり、令和 2 年度以降は、廃止することとなりました。				

P	施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	担当課
2	3 保育サービスの量の確保と質の向上	(1)	保育の量の確保	①保育所の充実	子育て・健康課
				②延長保育事業の充実	子育て・健康課
				⑤保育所待機児童の解消	子育て・健康課
説明	令和元年6月より新たに「みちる愛児園中里ナーサリー」が開所され、保育所及び延長保育事業が充実されました。当町においては、待機児童は例年少ないものの、4月1日時点で数名の待機児童が発生することから、「みちる愛児園中里ナーサリー」開所後の状況を見つつ、引き続き保育所の充実等について検討してまいります。				

P	施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	担当課
2	3 保育サービスの量の確保と質の向上	(1)	保育の量の確保	⑥保育士の確保	子育て・健康課
説明	保育士不足が喫緊の課題になっており、検討を重ねた結果、令和2年度から保育士の離職防止及び確保対策に係る新たな補助金を創設することを決めました。保育士の負担軽減のための、保育支援者を雇用する費用に対する補助となっています。				

P	施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	担当課
3	4 子育てネットワークの充実	(1)	相談・情報提供の充実	④利用者支援事業	子育て・健康課
説明	平成29年7月より保健センター内に子育て世代包括支援センター「にのはぐ」を設置しました。母子手帳を専門職が面談をしながら交付をし、妊娠出産期から育児期へと切れ目のない支援を行っています。				

P	施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	担当課
4	5 放課後児童対策の充実		【放課後子ども総合プラン】	①学童保育の充実	子育て・健康課
説明	令和元年4月より民間学童保育所「中里キッズクラブ」が開所され、二宮学童の待機児童の受入れを行っているため、待機児童が出ない状況です。現在、中里の受入れを拡大するために工事を行う予定となっており、平塚土木事務所との協議期間の間、一時的に一色小学校の教室を間借りしています。				

P	施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	担当課
4	6 経済的負担の軽減			⑤幼稚園就園の補助	子育て・健康課
				⑨実費徴収に係る補足給付	子育て・健康課
説明	前述のとおり、幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費を減免するための「補足給付」を実施しました。一方で、保護者の負担が軽減されたため、就園費補助金や就園奨励費補助金は、半年分の支給となり、令和2年度以降は、廃止することとなりました。				

P	施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	担当課
5	1 子どもと親の保健の充実	(1)	健康診査・訪問	④妊婦訪問・赤ちゃん訪問	子育て・健康課
説明	こんにちは赤ちゃん訪問事業として、乳児がいる全ての家庭を訪問しています。子育ての孤立化を防ぐため、子育てに必要な情報を提供するとともに、支援が必要な家庭には適切なサービスを提供しています。				

P	施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	担当課
5	1 子どもと親の保健の充実	(2)	育児相談・学習の充実	②フォロー体制の充実	子育て・健康課
説明	乳幼児健診やはぐくみ相談で経過観察が必要な親子に訪問や電話にて事後フォローを実施しています。また、フォローが必要な親子を対象に親子支援教室や発達支援教室を実施し、子育て支援や発達の助長を図っています。				

P	施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	担当課
8	1 児童虐待防止対策の充実			②児童虐待の対応 ③児童相談の実施	子育て・健康課
説明	児童相談員を配置し、児童相談の充実を図ることにより、虐待防止に努めています。また、虐待に関する相談を受け付け、児童相談所や関係機関と連携して子どもの安全を確保するとともに、家庭への援助を行っています。				

P	施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	担当課
8	3 障がいや発達に心配のある子ども及び家庭への支援の充実			①早期療育体制の充実	子育て・健康課
説明	乳幼児健診や相談等で発達に心配があり、支援が必要な子どもに対し発達支援教室を実施し、関係機関と連携をとりながら、早期に療育へつながるよう支援しています。				

P	施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	担当課
8	3 障がいや発達に心配のある子ども及び家庭への支援の充実			③幼稚園・保育所巡回相談の実施	子育て・健康課
説明	臨床心理士や保健師が幼稚園、保育園を巡回し、保護者や先生に対し、子どもの発達支援に関する助言を行っています。				

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、二宮町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 教育、保育等の関係者
- (3) 地域活動の関係者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときの会議の招集は、町長が行う。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康福祉部子育て・健康課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部改正)

2 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例（昭和31年二宮町条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1町民活動推進委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	〃	6,200円
-------------	---	--------

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村等における合議制の機関）

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（1）特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

☞ 市町村長は、設置者の申請により教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならない。

（2）特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。

☞ 市町村長は、事業者の申請により地域型保育事業所（事業所内保育、小規模保育等）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならない。

（3）市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

☞ 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ第77条第1項の審議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならない。

（4）当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

（第4項及び第5項省略）

二宮町子ども・子育て会議のスケジュール

子ども・子育て支援事業計画 5 年計画 (令和 2 年度～令和 6 年度)

令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
第 2 期計画策定 【P】	施策・事業の 実施【D】 今回の内容 第 1 期計画 (27～31 年度) 点検・評価 【C・A】	2 年度の 点検・評価 【C・A】 施策・事業の 実施【D】	3 年度の 点検・評価 【C・A】 施策・事業の 実施【D】	計画策定準備 (アンケート) 4 年度の 点検・評価 【C・A】 施策・事業の 実施【D】	次期計画策定 【P】 5 年度の 点検・評価 【C・A】 施策・事業の 実施【D】

【P】 Plan (計画の策定) ⇒ 【D】 Do (計画の推進) ⇒ 【C】 Check (実施状況等の点検・評価)
⇒ 【A】 Act (事業の継続・拡充、計画の見直し)

令和 2 年度

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
									書面会 議開催					
第 2 期計画施策・事業の実施														
→														
		令和元年度実績調査報告								3 年度予算 (案)				
										3 年度 スケジュール				委員 改選

二宮町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

基本目標1：【みんなで】地域の子育て支援の充実

施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	事業内容	担当課	スケジュール					令和元年度		進捗状況	今後の方向	
						27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	実施内容	事業費			成果
1 家庭の育てる力を支援 (P35～)	(1)	子育て・親育ちの学習機会の充実	① 親育ちの支援	子育てサロン等において、子育て経験者との対話を通じ、子育ての喜びや苦勞を分かち合える機会を提供します。また、子どもとのふれあいやしつけなど、学習機会の充実を図ります。	子育て・健康課	実施	実施	一部見直し	一部見直し	一部見直し	・二つの子育てサロンにおいて、親子講座を開催。	20,000	各子育てサロン 1回/月×11ヵ月 ※3月はコロナ対策のため中止	実施中	継続
			② 育児参加の促進	マタニティ教室や親子講座等を、男性が参加しやすいよう土曜日に開催するなどして参加の機会を拡大し、育児参加を促進します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・毎月第一及び第三土曜日に安通り子育てサロンを開館。第二及び第四土曜日に中里子育てサロンを開館。 ・マタニティ教室の一部のコマを父親が参加しやすい土曜日に開催。 ・母子健康手帳交付は、母の代理申請で父親も可能。父親の育児参加を働きかける。	2,369,275 36,000	土曜開所回数：46回（運営委託費（子育てサロン分のみ）÷全開所日数×土曜開所日数） マタニティ教室：年4コース（1コース3日間）3月はコロナ対策のため中止。参加人数：延95人（うち父参加32人）	実施中	継続
			③ 男性が参加する子育ての促進	家事や育児についての学習や体験の機会を増やすため、各種事業等への男性の参加を促進します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・毎月第一及び第三土曜日に安通り子育てサロンを開館。第二及び第四土曜日に中里子育てサロンを開館。 ・マタニティ教室の一部のコマを父親が参加しやすい土曜日に開催。 ・母子健康手帳交付は、母の代理申請で父親も可能。父親の育児参加を働きかける。	2,369,275 12,000	土曜開所回数：46回（運営委託費（子育てサロン分のみ）÷全開所日数×土曜開所日数） マタニティ教室：年4コース（1コース3日間）3月はコロナ対策のため中止。参加人数：延95人（うち父参加32人）	実施中	継続
			生涯学習課 (1/18)	実施	実施	事業終了	事業終了	事業終了				0		未実施または検討中	廃止
			生涯学習課 (2/18)	実施	実施	事業終了	事業終了	事業終了				0		未実施または検討中	廃止
			生涯学習課 (2/18)	実施	実施	事業終了	事業終了	事業終了				0		未実施または検討中	廃止
	(2)	地域子育て支援拠点	① 子育てサロンの拡大	地域における子育て支援拠点として「子育てサロン」を拡大し、町内3小学校区すべてで実施します。また、子育て中の親子が気軽に集い、育児に関する不安や悩みを相談できる体制づくりに努めます。	子育て・健康課	一部実施	一部実施	一部実施	実施	実施	山西小学校区に中里子育てサロンを開所し、百合が丘子育てサロンは閉所	—	—	実施中	継続
			② 子育てスペース「でんでんむし」・「かるがも親子」の充実	母親同士の交流を深めるため、子育てスペース「でんでんむし」、「かるがも親子」を充実させます。また、育児不安を抱える親を早期に把握し、情報提供と不安の軽減を図ります。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・「でんでんむし」は1歳未満の第1子及び転入者を対象としており、子育てスペースとして母子交流の場と親子遊び、希望者には保健師、管理栄養士、歯科衛生士による相談を実施し、育児不安等の軽減に努めている。	0	でんでんむし（1歳未満）11回/年、3月はコロナ対策のため中止。延べ参加人数：140組	実施中	継続
			③ 保育所園庭開放の促進	保育所の子育て支援に関する専門的な機能を活用するため、地域のニーズに応じた園庭開放に努めます。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・百合が丘保育園は毎週水曜日の午前中に園庭を開放。 ・開放保育に来た親子が、朝の体操や運動会その他事業に参加できる体制を整備。 ・基本的に、民間ではなく、百合が丘で実施すべきものとして扱う。	0	開放回数：51回 親子利用延人数：10人 子ども：5人、大人：5人	実施中	推進
	(3)	一時預かり	① 一時預かりサービスの充実	保護者の緊急の用事や、リフレッシュによる一時保育ニーズに対応するためのサービスを実施します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・町立百合が丘保育園および安通り子育てサロン、中里子育てサロンにおいて、一時預かりを実施。	6,738,251	一時預かり利用者数（延） 安サロン 239人 中里サロン161人 百保 56人	実施中	継続
			② ファミリー・サポート・センターの充実	サービスを利用したい人と提供したい人が会員となる、地域での相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの充実を進め、協力会員の増強を図ります。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・町社会福祉協議会に事業委託 ・アドバイザー1名常駐している	3,166,480	・まかせて会員 62人 ・おねがい会員 172人 ・両方会員 19人 ・援助活動の件数 1,112件	実施中	継続
	2 幼児教育の充実		① 幼稚園情報の提供	子育て中の保護者にとって利用しやすい幼稚園とするため、不足しがちな幼稚園情報について、幼稚園と連携した情報の提供。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	町ホームページを使った幼稚園情報の提供。	0	町ホームページに掲載されている幼稚園情報の件数：1件（幼稚園案内）	実施中	継続
② 私立幼稚園への支援			私立幼稚園の適正運営を図るため、私立幼稚園や園児への補助を推進します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	保護者への経済的支援と町内幼稚園への補助 ①保護者へ私立幼稚園就園費補助金、就園奨励費補助金を支給。 ②町内私立幼稚園へ施設等整備費補助金、教育振興補助金、心身障害児教育費補助金を支給。 ③二宮町私立幼稚園協会への補助金支給。 ④保護者の世帯所得の状況等に助成し、給食費の一部を補助する（私立幼稚園補給給付補助金） ⑤「保育の必要性」があると認定を受けた場合、預かり保育無償化（月額450円（月額最大11,300円までの範囲））	25,402,974	支給件数 ①私立幼稚園就園費補助金：307件、就園奨励費補助金：252件 ②施設等整備費補助金：5園 教育振興補助金：5園、心身障害児教育費補助金：9件 ③二宮町私立幼稚園協会：50,000円 ④私立幼稚園補給給付補助金：284,074円 ⑤預かり保育：479,550円	一部実施中	継続	
新 ③ 新制度への対応			新制度に関する情報提供に努め、認定こども園や施設型給付への移行を希望する幼稚園に対し、円滑な移行ができるよう支援します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	情報媒体を使った新制度に関する情報提供。 認定こども園や施設型給付への移行を希望する幼稚園等に対し、円滑な移行ができるよう適宜情報交換・協議を行い、支援します。	0	随時、情報提供の実施	実施中	継続	

施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	事業内容	担当課	スケジュール					令和元年度			進捗状況	今後の方向	
						27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	実施内容	事業費	成果			
3 保育サービスの量の確保と質の向上	(1) 保育の量の確保		① 保育所の充実	保育施設としての機能を十分に果たすことができるよう、町立保育所の管理運営の充実や、私立保育所の健全な運営を促進します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・町立百合が丘保育園の適切な運営。 ・補助金支出等による民間保育所運営への支援。	578,934,446	町立保育所入所児童数 89人、延べ1,068人 民間保育所入所児童数 294人、延べ3,628人 ※事業費…百合が丘保育園運営事務経費、子ども・子育て支援給付金等	実施中	継続	
			※ ② 延長保育事業の充実	長時間保育が子どもに与える影響を考慮しながら、ニーズの多い時間帯を中心に、延長保育事業の充実を図ります。	子育て・健康課	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	・町内4保育所で実施。(百合が丘保育園、二宮保育園、みちる愛児園、みちる愛児園中里ナースリー) ・百合が丘保育園で主曜午後の延長保育を実施。	1,200,000	延べ利用者数：3,296人 百合が丘保育園：715人 二宮保育園：1365人 みちる愛児園：896人 みちる愛児園中里ナースリー：120人 みちる愛児園中里ナースリー：294人	実施中	継続	
			★ ③ 休日保育事業の実施	保護者の就労等の理由で休日に保育を必要とする児童のために、指定された園での休日保育実施を検討します。	子育て・健康課	検討	検討	検討	検討	検討	検討	百合が丘保育園の土曜午後延長保育の実施状況をみながら、長期的に検討する。	0		検討	継続
			★ ④ その他の特別保育の検討	夜間保育、病児・病後児保育等のサービスについて、検討を続けます。	子育て・健康課	検討	検討	検討	実施	実施	設備や専門職の確保などから長期的に検討する。 ・H30年度から病後児保育を実施。	948,000	利用登録者数 19人 利用実績 延べ27人	実施中	継続	
			新 ⑤ 保育所待機児童の解消	保育所待機児童の解消のため、教育・保育施設や地域型保育※により保育の場の拡充を図ります。	子育て・健康課	検討	一部実施	一部実施	実施	実施	実施	町内において、保育の場として利用可能土地、施設を検討する。	0		一部実施中	継続
			新 ⑥ 保育士の確保	保育士不足の問題に対応するため、県やハローワーク等と連携し、保育士確保につなげるとともに、保育の質の向上にも取り組みます。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	県やハローワーク等と連携を実施。地域限定保育士等	0	ハローワーク等に求人掲載。	実施中	継続
	(2) 保育の質の向上		① 保育スタッフ研修の充実	保育士等保育に関わるスタッフが、保育サービスの向上に向けて知識や技術の習得ができるよう、研修の充実を図ります。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	各種研修の情報を積極的に周知。保育の質の向上に有効な研修に参加。	15,000	神奈川県にて実施している各種研修に参加。	実施中	継続	
			② 意見要望処理体制の充実	保育サービスに伴う利用者からの意見要望の解決のため、保育所における意見要望処理体制を充実させます。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	百合が丘保育園意見要望処理第三者委員会にて要望や苦情の内容を検討。	0	苦情対応件数：0件	実施中	継続	
			新 ③ 自己評価・第三者評価の推進	町内保育所におけるサービスの向上に向けた取組みを促進するため、自己評価及び第三者評価機関による専門的、客観的な立場からの評価受審を推進します。	子育て・健康課	検討	検討	一部実施	一部実施	一部実施	百合が丘保育園の自己評価を検討し、民間保育所へ波及させる。	0		検討	継続	
			新 ④ 地域人材の活用	子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな主婦等に対し、保育所や小規模保育※事業等への活用を図ります。	子育て・健康課	検討	検討	実施	実施	実施	実施	H28年度から国による子育て支援員、朝晩資格なし保育士等の活用を受けて実施の検討をする。	0		検討	継続
新 ⑤ 集いや催し等における託児の実施	町民を対象とした集いや催し等において、安心して子どもを預けられる託児サービスの実施を推進します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	会議、集い、催し等において、安心して子どもを預けて参加できるよう、託児サービスの周知をする	0	開催者側の託児サービス意識が浸透しつつある。	実施中	継続			

施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	事業内容	担当課	スケジュール					令和元年度			進捗状況	今後の方向			
						27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	実施内容	事業費	成果					
4 子育てネットワークの充実	(1)	相談・情報提供の充実	① 総合的な相談・情報窓口	各種相談窓口との連携を強めるなかで、子育てサロンを総合的な相談窓口として専門的な職員を配置するなど、体制を整備していきます。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・二つの子育てサロンに保育士資格をもつ相談員を配置、子育て・健康課や福祉保険課と連携して、育児相談を実施。	14,885,228	子育てサロン相談件数 来通し：170件 中里：293件	実施中	継続			
			② 各種相談窓口の充実	育児相談をはじめとしたこれまでの各種相談窓口について、引き続き子育ての身近な相談窓口として充実させます。 また、相談員の資質の向上や相互の情報交換・連携を進めます。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・役場子育て・健康課窓口及びひ百合が丘保育園で実施 ・子育て世代包括支援センター「にのけ」にて、随時電話や窓口で妊婦期から出産・子育てに関する相談に保健師等の専門職が応じるほか、月1回就学前の子を持つ保護者対象の育児相談の時間を設けている。	0	育児相談：1回/月、相談件数365件 (生活・栄養・歯科・心理)	実施中	継続			
			新 ③ 相談体制の充実	民生委員・児童委員等による生活相談をはじめ、関係機関との連携のもとで子育てに関する相談体制の充実を図ります。	福祉保険課(1/4)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・民生委員・児童委員により、支援を必要とする方の生活相談や見守りを実施。 ・様々な形で民生委員・児童委員を周知し、地域での孤立防止や気軽に相談できる体制を構築。	0	前年度に増刷した子どもお年寄り応援マップを各拠点に引き続き配置することにより周知。	実施中	継続		
					子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・民生委員・児童委員により、支援を必要とする方の生活相談や見守りを実施。 ・様々な形で民生委員・児童委員を周知し、地域での孤立防止や気軽に相談できる体制を構築。	0	民生委員・児童委員と連携をして情報共有を図っている。	実施中	継続	
			新 ④ 利用者支援事業	子育て家庭のニーズに合わせて、必要な支援を選択して利用できるように、教育・保育施設や関係機関と連携し、子育て家庭に対し子育てに関わる適切かつ最新の情報の提供や相談、援助などをします。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	保健センター内に妊娠、出産から育児期を過ぎた総合相談窓口として子育て世代包括支援センターを開設し、切れ目のない支援をめざす。	21,315,313	母子健康手帳の交付窓口を子育て世代包括支援センター一本化し、保健師等の専門職による面談を行うことで、妊婦の健康状況等の把握や関係性作りができ、一人ひとりにあった支援プランを立てやすくなった。	検討中	拡充	
					子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	子育て・健康課窓口において、幼稚園・保育所の利用支援及び各種子育て支援事業の相談や援助	0		実施中	継続
			⑤ インターネットの活用	インターネットや携帯電話等の通信技術の活用を図り、情報の質や量に応じて、町民が利用しやすい媒体を整備します。 また、町外の方にもホームページから検索しやすいよう、子育て情報を提供していきます。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・町ホームページや携帯電話のメール配信サービスを利用して、最新の子育て情報を提供。	0	町ホームページによる各課管理を受けて、最新情報掲載に努めている。	実施中	継続	
					地域政策課(1/9)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	引き続き、担当課と連携して子育て情報の更新及び、よりわかりやすいホームページの作成に努める。	0	担当課と連携し子育て情報の更新に努めた。また、ホームページの編集領域を拡大し、よりわかりやすい(検索しやすい)ホームページの作成を進めた。	実施中	継続・推進
			(2)	子育てネットワークの拡大と地域活動の充実	① 地域子育て支援のネットワーク化	子育て支援に関わる関係機関、団体、グループと連携し、子育て支援サービス等のネットワーク化を推進します。	子育て・健康課	検討	検討	実施	実施	実施	実施	・家庭、学校、地域との連携を深め、地域の教育力を高めるため、地域子育てサービスの推進ネットワークを検討する。 ・会議にこだわらず、体系的にまとめていくことで、ネットワーク化を推進する。(ex.パンフ、子育てハンドブック、子育て年表)	0	各種団体との地域子育て意識の啓発と共通理解を深めるための土台を今後も検討、取り組んでいく。	実施中	継続
	② 地域の見守りの充実	地区長連絡協議会や各種団体との連携により、地域の見守りや交通安全活動等の地域活動や、地域の子育て支援活動の充実を支援していきます。			地域政策課(2/9)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・地区長連絡協議会において地域の課題等についての議論や自主活動に伴う研究会での協議を行う。	682,231	連絡会議時(年6回)の中で、地区長間の意識啓発と共通理解を深めた。	実施中	継続・推進	
					防災安全課(1/7)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・各地域での防犯パトロールや登下校時の見守りなどの普及に取り組む。 ・連携強化のため、安全安心まちづくり推進協議会の開催や安全安心まちづくり旬間での重点的な見守り活動の実施	0	各地区の防犯パトロール隊や個人パトロールを含む各種団体との連携により、児童・生徒の見守り運動が積極的に展開され、地域による見守り促進が図られている	実施中	継続
	③ 子育ての仲間づくりの支援	子育てグループによるコミュニティ保育や学習活動を促進し、保護者相互の交流と仲間づくりを支援します。			子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・市内のコミュニティ保育団体へ補助金による支援を実施。(いち・にの・さんラッコ、いち・にの・さんコアラ、にのキッズ、二宮・森のようちえん おひさまがおか)	330,000	支援団体数：4団体 対象児童数：66人	実施中	継続	
	(3)	「幼・保・小」との連携	① 小学校との交流支援	幼稚園、保育所から小学校へのスムーズな移行を進めるため、園児が小学校を訪問する等の交流を行います。	教育総務課(1/33)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・小学校が幼稚園・保育園を招待し、園児と交流を行う。	0	園児の小学校への招待回数：各校1回	一部実施 交流会は行わず、小学校紹介を掲示物を作成するなどで行	継続		
			② 情報交換の支援	二宮町幼・保・小連携推進委員会を開催し、幼稚園教諭及び保育所の保育士と小学校教諭との情報交換、連携を支援します。	教育総務課(2/33)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・二宮町幼稚園・保育園・小学校連携推進委員会を継続実施。	0	二宮町幼稚園・保育園・小学校連携推進委員会の開催回数：2回	一部実施 書面開催とする。	継続		
新 ③ 就学前相談			年長児を対象に就学前相談を実施、支援を要する児童については「支援シート」の作成を促し、幼稚園や保育所から小学校にかけて一貫した支援を行えるよう努めます。	教育総務課(3/33)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・年長児を対象に就学前相談を実施し、支援を要する児童については「個別の支援シート」の作成を促す。	0	就学前相談の実施：25件	実施中	継続		
新 ④ 交流保育			町内幼稚園、保育所の年長児を対象に交流機会の場を設けます。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・町内保育園および幼稚園が連携を深めていくの一助として、年長児を対象に等身大人形劇の観劇を行った。	167,400	5月28日開催 生涯学習センターホール 児童 286人 職員 30人 合計316人	未実施	廃止		

施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	事業内容	担当課	スケジュール					令和元年度			進捗状況	今後の方向	
						27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	実施内容	事業費	成果			
5 放課後児童対策の充実		【放課後子ども総合プラン】	① 学童保育の充実	学童保育の快適な環境づくりの推進や、より多様な運営を図るため、各学童保育の活動を支援します。また、土曜開所や開所時間の延長など、さらなる充実に努めていきます。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・各学童コミュニティクラブの運営に対する補助を引き続き実施。 ・長時間開所を行っている学童コミュニティクラブに対し、引き続き補助を実施。 ・平成29年度は公設学童3箇所について委託及び民設学童1箇所を補助を実施。	26,648,000	支援を行ったクラブ数：4箇所 公設3学童委託費：27,310,260円 民設学童補助金：7,010,400円	実施中	推進	
			② 放課後児童支援員の資質の向上	子どもの心身の健全な育成のために必要な知識、技能の修得・維持ができるよう、放課後児童支援員の養成や資質向上を図るとともに、放課後児童支援員等の情報交換会や研修機会の充実に努めます。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・各種機関主催の指導員セミナーへの参加を積極的に促すため、各種研修案内を実施。 ・放課後支援員認定資格研修の受講案内を実施。	0	参加人数：セミナー等 延べ6名 放課後支援員認定資格研修 5名	実施中	推進	
			新 ③ 放課後子ども教室の充実	子どもの放課後の安全・安心な居場所づくりとして、小学校の体育館を使って、遊びの場を確保します	生涯学習課(3/18)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	町内3小学校の児童を対象とした「放課後子ども教室」を各小学校の体育館等にて実施。 内容：各小学校ごとに地域学校協働活動推進員を配置し、プログラムの企画、当日の運営を行った。地域の大人（放課後子どもサポーター）の見守りや指導のもと簡単な工作や自由遊び、普遊び等で過ごす	441,032	実施回数：21回（各校7回×3校） 登録児童数：254人（二宮小157人・一色小45人・山西小52人） 参加児童数：延べ1,261人	実施中	継続・推進
6 経済的負担の軽減			① 児童手当の支給	国に準拠し児童手当を支給します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・国の制度に基づき、中学生以下の子どもを対象に、児童手当を支給。	337,255,000	支給人数：延べ32,346人	実施中	継続	
			② 児童扶養手当等の支給	子どもと家庭の状況に応じて、児童扶養手当や各種助成制度等を案内し、家庭生活の安定と子どもの健全な育成を推進します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・児童扶養手当を支給（町は事務のみ。支給は県から）	0	児童扶養手当支給者数：157人（現況・審査中を除く）	実施中	継続	
			③ 障害児福祉手当の支給	精神または身体の重度の障がいのため、常時介護を必要とする児童に県から支給される障害児福祉手当の制度を案内し、手続きを行います。	福祉保険課(2/4)	実施	実施	実施	実施	実施	・精神または身体の重度障害のため、介護を必要とする児童に手当を支給。支給は県から。	0	対象児童数：5人	実施中	継続	
			④ 医療費の助成	小児医療費、ひとり親家庭医療費、障害児（者）医療費について引き続き助成を実施します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・小児医療費、ひとり親家庭等医療費の助成を実施。 ・小児医療費は、平成27年10月より、入院助成対象を中学校3年生まで拡大。	79,631,512	小児医療費年間助成件数：36,118件 ひとり親家庭等医療費年間助成件数：4,686件	実施中	継続
					福祉保険課(3/4)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・町単独の障害児（者）医療費の助成を実施。	99,970,972	26,816件	実施中	継続
			⑤ 幼稚園就園の補助	私立幼稚園に就園させる保護者に対し、保育料の一部を補助し、保護者の経済的負担を軽減します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・私立幼稚園就園費補助金および就園奨励費補助金の支給	22,242,500	就園費補助金支給件数：園児307人 就園奨励費補助金支給件数：252人 ※令和元年度10月より幼児教育・保育無償化により、就園奨励費補助金は6か月分支給	未実施	廃止
			⑥ 要保護・準要保護児童・生徒の援助	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、義務教育に係る経費の一部（学用品費、校外活動費、給食費等）を援助します。	教育総務課(4/33)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・経済的に就学困難な家庭に、義務教育に係る経費の一部を補助（学用品、校外活動費、給食費等）	14,733,428	要保護児童生徒認定者6名 準要保護児童生徒認定者数192名	実施中	継続
			新 ⑦ 特別支援教育就学奨励費の支給	「学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者」及び「特別支援学級に就学している児童・生徒の保護者」に対し、経済状況に応じて、義務教育に係る経費の一部（学用品費、校外活動費、給食費等）を補助します。	教育総務課(5/33)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	特別支援学級に在籍している児童生徒の家庭のために、経済状況に応じて、学用品費、給食費、校外活動費、修学旅行費などの補助	922,910	今年度の認定児童・生徒数30名	実施中	継続
			⑧ 奨学金の支給	人物・学業ともに優良な生徒のうち、経済的に高等学校課程の就学が困難な生徒に対し、審査のうえ、学費を支給します。	教育総務課(6/33)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・二宮町育英会の自主運営により、高等学校生徒に学費を支給。社会に有益な人材を育成。	0	高等学校生徒に奨学金を支給 今年度支給対象者 計11名 （内、新規認定者 6名）	実施中	継続
新 ⑨ 実費徴収に係る補足給付	保護者の世帯所得等を勘案して、保育所や幼稚園等に保護者が支払うべき日用品や文房具等の物品購入費や、行事への参加費等を助成する事業の検討をします。	子育て・健康課	検討	検討	検討	検討	検討	実施	・今後国から示される事業内容をに基づき、実施について検討する。	-	就学困難な子育て世帯の負担軽減を図る。	実施中	継続			

基本目標2：【すこやか】妊娠期、出産期、育児期における切れ目のない健康管理

施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	事業内容	担当課	スケジュール					令和元年度実績			進捗状況	今後の方向	
						27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	実施内容	事業費	成果			
1 子どもと親の保健の充実	(1)	健康診査・訪問	① 妊婦健康診査・歯科健診の充実	安心して妊娠及び出産をするために、妊婦健康診査及び妊産婦歯科健診を実施します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・妊婦期間中に医療機関で14回の健診補助券の発行。 ・妊娠中と産後1年以内に各1回ずつの歯科健診を無料で実施。 ・必要に応じ、歯科衛生士による保健指導	8,879,681	妊婦健康診査（14回分） 延べ受診者：1,377人 妊産婦歯科健診：延べ41人	実施中	継続	
			② 健康診査の充実	4か月児、8～10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、高い受診率を維持しながら、各成長段階に合わせた健康診査を実施します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・乳幼児の発育・発達の確認、虐待や疾病・異常の早期把握と健康増進を促し保健指導を実施。保護者の育児不安などに対して育児支援実施。	2,486,233	4か月健診： 対象者126人、受診者123人、受診率97.6% 8～10か月健診： 対象者135人、受診者144人、受診率106.7% 1歳6か月児健診： 対象者176人、受診者169人、受診率96.0% 3歳児健診： 対象者196人、受診者187人、受診率95.4%	実施中	継続	
			③ 歯科健康診査の充実	1歳児健康歯科や2歳児健康診査を実施し、う歯を減らし、子どもの健全育成を図ります。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	う歯の発生や重症化を防ぐため、歯科医師による健診と歯科衛生士による保健指導を実施。	280,800	1歳児歯科相談： 対象者154人、来所者144人、来所率93.5% 2歳児歯科健診： 対象者159人、受診者135人、受診率84.9% う歯罹患率	実施中	継続	
			④ 妊婦訪問・赤ちゃん訪問	妊婦の出産不安等に早期に関わるため、若年、高齢等ハイリスク妊産婦への保健師等による訪問指導を実施します。 出産した全ての家庭を保健師・助産師等が訪問し、母子についての健康相談と、母子保健サービスについての情報提供を実施します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・こもには赤ちゃん訪問事業として、乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐため、子育て支援に関する必要な情報提供を行なうとともに、支援が必要な家庭には、適切なサービスを提供する。 ・低出生体重児は、未熟児訪問事業として訪問している。	21,315,313	対象に対し訪問した件数：124件 未熟児訪問件数：6件	実施中	継続	
			新 ⑤ 予防接種の推進	予防接種の意義や受ける時期など、正しい知識の理解と啓発を行い、身近な場で予防接種についての相談や接種ができるよう関係機関との連携強化を図ります。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・成人の風疹の予防接種を行う。 ・ホームページの掲載やチラシを窓口置き周知を実施	443,000	風しん、MR接種者：20人	実施中	継続	
						子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・予防接種法による定期の予防接種を行う。 ・子ども健康カレンダーに実施医療機関等を掲載し、赤ちゃん訪問、健診、窓口等に配布 ・母子手帳交付時に「予防接種と子どもの健康」を配布	36,094,191	定期予防接種の接種者数（こども）： 延べ3,476件	実施中	継続
	(2)	育児相談・学習の充実	① 情報・相談・交流会の提供	母子健康手帳交付時やマタニティ教室を通して、情報提供や相談活動の充実を図ります。 また、妊婦及び父親等の参加を促し、妊婦同士の交流を深めます。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・母子健康手帳交付時・マタニティ教室等を通して情報提供や各種の相談に対応。 ・妊婦同士の交流のほか先輩ママとの交流も実施。 ・就労妊婦や夫が参加しやすいよう、マタニティ教室を土曜日に開催。	12,000	マタニティ教室：年4コース（1コース3日間）参加人数： 延べ100人（うち父参加32人）	実施中	継続	
			② フォロー体制の充実	育児教室への参加を促すなど、健康診査のフォロー体制の維持向上、医療・福祉・教育の各分野との連携を推進します。 心理相談における支援を実施し、育児不安や困難の軽減に努めます。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・各健康診査や育児相談等で経過観察が必要な親子に訪問や電話相談、育児相談にて事後フォローを実施。 ・未受診者には、電話連絡、訪問にて全数把握。必要時は各関係機関と連携を図っている。 ・フォローが必要な親子を対象に親子支援教室や発達支援教室を実施し、子育て支援や発達の助長を図っている。 ・保育園、幼稚園を巡回相談し、発達の助言や母親支援を実施。	1,739,927	育児相談：1回/月（コアで3月中止）、相談件数602件 親子支援教室（1歳6ヶ月健診、3歳健診フォロー教室）： 各2回/月、参加人数延べ：127人 巡回相談：16園延101人 発達支援教室おひさま 月/4回×2教室 ・午前29回、延べ170人参加 ・午後26回、延べ128人参加	実施中	継続	
			③ 子育て学習内容の充実	子育て世代を対象とした「子育て講座」「子育てセミナー」について、関係機関との連携により、内容の充実を図ります。	子育て・健康課	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	・低出生体重児や、児童への接し方がわからない保護者が増加している傾向にあり、妊婦出産前の思春期からのアプローチが重要になると考えられるため、妊娠前・妊娠中からの相談・指導を充実していく。 ・食生活改善推進団体（ヘルスメイト二宮）による親子の料理教室の開催	0	親子の料理教室開催回数：0回 参加人数：0組0人 H29年度より、町の委託事業ではなく、食生活改善推進団体の自主事業になった。	一部実施中	継続
						子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・二つの子育てサロンにおいて、親子講座を開催。	20,000	各子育てサロン 1回/月×12ヵ月	実施中	継続
					生涯学習課 (4/18)	実施	実施	事業終了	事業終了	事業終了		0		未実施または検討中	廃止	
(3)	不妊・不育に対する支援	① 情報提供と相談体制の整備	医療機関との連携のもとに、不妊・不育に関する情報提供や気軽に相談が受けられるような体制を整備します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・県が実施している「特定不妊治療費助成事業」及び「不妊相談事業」の情報提供を実施。 ・窓口チラシを設置。	0	広報やホームページで情報提供を行った。	実施中	継続		
		② 医療費助成の周知	不妊・不育治療等に関する医療費助成制度を周知します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・県が実施している「特定不妊治療費助成事業」及び「不妊相談事業」の情報提供を実施。 ・窓口チラシを設置。 ・不育症治療費助成事業の周知及び実施	0	不育症治療費助成の申請数：0件	実施中	継続		

施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	事業内容	担当課	スケジュール					令和元年度実績			進捗状況	今後の方向	
						27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	実施内容		事業費			成果
2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	(1)	学校保健の充実	① 健康に関する啓発・学習の推進	小学校高学年、中学校の保健授業において、薬物乱用の影響について学習する機会を設けます。また、喫煙や飲酒、薬物使用の有害性等について、講演会等を通じて知識の普及を図ります。また、性に関する正しい知識の啓発を図ります。	教育総務課 (7/33)	実施	実施	実施	実施	実施	・小・中学校での薬物乱用防止教室の実施。	0	薬物乱用防止教室の実施 ・小学校1校（内外部講師招聘0校）参加児童数69人 ・中学校2校（内外部講師招聘2校）参加生徒数492人	実施中	継続	
					教育総務課 (8/33)	実施	実施	実施	実施	実施	・中学2校（3年生対象）を対象に平塚保健福祉事務所保健師による講演会を開催。	0	開催回数：中学2校、各1回	実施中	継続	
					子育て・健康課	検討	検討	実施	実施	実施	・生命の尊さについて考える事業を検討していく。	40,000	小学校2校で命の授業を実施。 10/30 二宮小 6年生93名 11/28 一色小 5.6年生88名	実施中	継続	
			子育て・健康課	検討	検討	検討	検討	検討	中学生の性教育を平塚保健福祉事務所と連携し、実施していく	0	-	検討				
			新 ③ 就学時健康診断	次年度就学予定者を対象とした就学時健康診断により、就学予定者の心身の状況を把握し、治療の勧告その他保健上必要な助言を行うとともに、適切な就学についての指導に努めます。	教育総務課 (9/33)	実施	実施	実施	実施	実施	法律に基づいて実施。	30,000	各学校で、内科・耳鼻科・眼科の健診を実施した。 受診児童数：計190人	実施中	継続	
	(2)	心の問題への対応	① 教育相談機能の充実	臨床心理士の配置を充実させるとともに、県のスクールカウンセラー配置事業を活用して、学校での教育相談機能の充実を図ります。	教育総務課 (10/33)	実施	実施	実施	実施	実施	・中学校派遣のカウンセラーの効果的な活用。 ・心理教育相談員を配置し、教職員、保護者の抱える問題に対する確かなカウンセリングを実施する。 ・県のスクールカウンセラー配置事業の活用をより図っていく。	2,679,000	心理教育相談員勤務日数：計150日 県スクールカウンセラーの派遣：全70回	実施中	継続	
					教育総務課 (11/33)	実施	実施	実施	実施	実施	・教育指導員の配置。 ・教育相談機能のある教育研究所と連携し、教育支援室機能を充実。	733,930	教育支援室通室者数：学校復帰 教育支援室通室者数：7人、延べ221日 学校復帰者数：3人	実施中	継続	
			③ 家庭や専門機関との連携	子どもの権利全体にかかる救済、立ち直りのための支援の推進、いじめ、不登校、ひきこもり、十代の自殺防止の取組みなど、家庭との連携はもちろん、医療機関、児童相談所等の専門機関と連携し、生徒の諸問題に対し、早期対応に努めます。	教育総務課 (12/33)	実施	実施	実施	実施	実施	・教育相談窓口の設置。 ・心理教育相談員へのスーパーバイズの実施。 ・スクールソーシャルワーカーの配置 ・子育て・健康課とともに医療機関との連携に努める。	1,383,000	教育相談の実施（のべ件数） 電話666件、来室169件 訪問297件、巡回95件 スーパーバイズの実施：4回 スクールソーシャルワーカー勤務日数：計121日	実施中	継続	
					子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・自殺予防週間（9月10日から9月16日）やふるさとまつりにおけるキャンペーンの実施 ・自殺対策強化月間（3月）における自殺予防の周知 ・ゲートキーパー養成講座やこころの健康講座の実施	30,000	ゲートキーパー養成講座参加者：34人 こころの健康講座参加者：32人	実施中	継続	
			④ 教職員への支援	児童・生徒の悩みに対する助言や問題解決のために、教職員に対する臨床心理士等の専門家による研修等を実施します。	教育総務課 (13/33)	実施	実施	実施	実施	実施	・児童・生徒指導研修会の開催。 ・心理教育相談員による学校巡回訪問の実施。	30,000	児童・生徒指導研修会は、令和元年度より児童・生徒理解についての研修会として、特別支援研修会（はぐくみ塾）と一体化。 臨床心理士等による学校巡回訪問を実施。	実施中	継続	

施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	事業内容	担当課	スケジュール					令和元年度実績			進捗状況	今後の方向	
						27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	実施内容	事業費	成果			
3 食育の推進	(1) 食育の啓発・指導	新	① アレルギー相談の実施	乳幼児健診等での管理栄養士による相談のほか、必要に応じて医師等と連携して相談体制の充実を図ります。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・健診時や育児相談時の栄養相談による相談や個別相談を実施	0	育児相談における栄養関係の相談件数：188件	実施中	継続	
			② 食物アレルギーに関する知識の普及啓発	アレルギー情報の提供、パンフレットの作成や講演会等によりアレルギー性疾患に関する正しい知識を普及します。	教育総務課(14/33) 子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・アレルギー情報の提供等により、アレルギー性疾患に関する正しい知識の普及を図る。 ・栄養相談による相談や個別相談を実施した際に正しい知識の普及を図る。	0	アレルギー情報の提供。 栄養相談や離乳食教室等でアレルギーに関する情報提供を行った。	実施中	継続	
			③ 親と子の食育の啓発	マタニティ教室等において、妊娠期における食生活や出産後の栄養指導を通じ、食育の啓発を行います。乳幼児期における食育は子どもの心と体をつくる基本であることから、育児相談等を通して、正しい食事の摂り方や子どもの発達段階にあった食事の必要性について啓発します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・マタニティ教室で妊娠期における食生活等の情報提供と併せて食育の啓発を実施。 ・離乳食講習で離乳食の食べさせ方や成長に応じたポイントなど正しい知識の普及を図る。 ・電話相談及び面接は随時実施。 ・貧血対策などバランスのよい食事の試食を提供。	1,733	マタニティ教室：年3コース（1コース4日間）参加人数：延95人（うち父参加32人） 離乳食講習（離乳食初期） 年11回（3月はコロナで中止） 延べ参加人数118名 ステップアップ離乳食講習会（離乳食中期～後期） 年6回～99名	実施中	継続	
			④ 保育園、幼稚園における食育の啓発	園児や保護者、さらには幼稚園教諭、保育士の食育に対する理解を深めるとともに、偏食等の食習慣の是正や食事マナーを身につける等の食育の啓発を図ります。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・クッキング教室開催時に管理栄養士が食育のお話をする。 ・田植え・稲刈りの体験等の農業体験を実施。	0	クッキング開催回数：16回 （年長：6回、年中：5回、年少：5回） 田植え・稲刈り体験の実施園数：保育園1園、幼稚園2園	実施中	継続	
			⑤ 食を通じた豊かな家庭環境づくり	「子育てゼミナール」をはじめとする生涯学習事業を通して、食を通じた豊かな家庭環境づくりを推進します。	生涯学習課(5/18)	実施	実施	事業終了	事業終了	事業終了	事業終了	0		未実施または検討中	廃止	
	(2) 学校等における食育の推進	新	① 学校における食育の推進	小中学校の給食や家庭科、総合的学習の時間等において、食に関する知識と関心の醸成を図ります。また、関係者との連携により、地場農産物の給食への活用を図ります。	教育総務課(15/33)	実施	実施	実施	実施	実施	・小中学校の家庭科では、食品を組み合わせて、栄養素の役割等を調理実習を通して学習する。 ・中学校では、技術・家庭科の家庭分野で、「中学生の栄養と食事」と「食品の選択と日常食の調理基礎」について調理実習を通して学習する。 ・学校栄養職員を講師に迎えた授業の実施。 ・学校給食では、地場の農産物の活用を推進。	0	・小中学校での調理実習の実施。 ・学校栄養職員による事業の実施。 小学校：実施回数 9回、1・2・6年児童、各校保護者 中学校：実施回数 6回、全学年生徒 ・二宮産の食材を給食に使用。 玉ねぎ：6月および7月に計4回 さつま芋：10月に2回 菜の花：1月に1回	実施中	継続	
			② 食に関する体験学習機会の充実	地域の協力を得て、地域の農産物に対する関心をさらに高めるため、生産・流通の場について学習する機会や、田植え・稲刈り等の農業の実体験、調理体験等、二宮の豊かな自然にふれあえる体験学習機会の充実を図ります。	教育総務課(16/33) 産業振興課(1/7)	実施	実施	実施	実施	実施	・畑を使用しての栽培活動の実践。 ・田植え・稲刈りの農業体験の実施 ・畑を使用しての農業体験の実施	21,060 115,536	農業体験学習の実施校数：1校 ・田植体験の実施：1回（稲刈り生育状況により中止） 幼稚園：2園、保育園1園 ・農業体験学習（みかん狩りたまねぎの植栽体験）の実施：1回小学校：2校 原木椎茸講習会（新型コロナウイルスのため中止）	実施中	継続・推進	
			③ 医療費の助成	小学校6年生までの入院及び中学生までの入院に対し、医療費を引き続き助成するとともに、さらなる制度の拡充を図ります。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・引き続き助成を、通院・入院共に実施、対象を中学校3年生までとしている。	65,510,184	助成件数：36,118件	実施中	継続
			④ かかりつけ医の普及	普段からかかりつけ医を持つよう、情報提供や啓発を実施します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・赤ちゃん訪問時に「かかりつけ医マップ」を配り周知。 ・健診やマタニティ教室時にかかりつけ医を持ちましよう保健師が周知している。	0		実施中	継続
			⑤ 救急医療体制の周知と充実	関係機関と連携を図りながら、救急医療体制の充実を図ります。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・一次救急「昼間」・「夜間」、広域二次救急医療及び三次救急（ドクターヘリ）を実施。	13,858,200	在宅当番医制 夜間一次救急医療対策 広域二次救急医療対策	実施中	継続

基本目標3：【ささえる】配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援

施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	事業内容	担当課	スケジュール					令和元年度実績			進捗状況	今後の方向		
						27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	実施内容	事業費	成果				
1 児童虐待防止対策の充実			① 児童虐待に関する啓発・相談活動の推進	児童虐待防止についての意識の啓発や相談活動を充実し、虐待の予防と早期発見に努めます。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・児童相談の一時的な相談・援助窓口として、窓口での相談受付、児童相談専用回線の運用を引き続き行う。 ・毎月広報お知らせ版で児童相談専用の電話番号を周知している。	3,158,026	要保護児童31世帯49人 児童相談件数 423件	要支援 86人 児童相談員派遣事業62件	実施中	継続	
			新 ② 児童虐待の対応	虐待に関する相談を受け、児童相談所や関係機関と連携して子どもの安全を確保するとともに、家庭への援助を行います。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・窓口での相談受付。虐待の通告を受けた際は子どもの状況について現認し、必要とあれば各関係機関との調整を実施。	3,158,026	要保護児童31世帯49人 児童相談件数 423件	要支援 86人 児童相談員派遣事業62件	実施中	継続	
			③ 児童相談の実施	育児不安を持つ保護者等のため、児童相談員を配置し、相談の充実を図ることにより、虐待防止に努めます。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・市内2箇所の子育てサロンにおいて、保育士資格を持つ相談員による相談を実施。	7,727,319	子育てサロン相談件数 来通り：170件 中里：293件		実施中	継続	
					子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・子育てスペース「でんでんむし」において、随時保健師等が相談を行ない育児不安を抱える親の早期把握と育児不安を軽減。	0	でんでんむし（1歳未満）11回/年（04で3月中止）、延べ参加人数：140組		実施中	継続	
			④ 児童虐待の事前予防	乳幼児健康診査や保育所、幼稚園等で子どもの体の様子を細かく見守り、児童虐待の防止に努めます。 また、保護者の身体的・精神的負担の状況を把握することや、乳幼児健康診査未受診者の家庭訪問の実施を強化することで、児童虐待の事前予防に努めます。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・保育園・幼稚園で関係者が子どもの様子を見守り、必要な場合は、関係機関と連携して対応。 ・学校及び各関係機関と連携し、子どもや家庭の様子について情報交換する中、関係者の役割分担について協議した。	0	・支援が必要な園児の様子が迅速に報告された。 ・学校、教育委員会、その他の関連機関と情報交換等を行った。		実施中	継続	
		子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	各健康診査の未受診者には、電話連絡、訪問にて全数把握をしている。必要時は各関係機関と連携して対応。	2,486,233	4か月健診： 対象者126人、受診者123人、受診率97.6% 8～10か月健診： 対象者135人、受診者144人、受診率106.7% 1歳6か月健診： 対象者176人、受診者169人、受診率96.0% 3歳児健診： 対象者196人、受診者187人、受診率95.4%		実施中	継続			
		⑤ 児童虐待防止ネットワークの充実	児童虐待の予防、早期発見、早期対応を図るため、二宮町要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関とのさらなる連携を強化します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を開催し、要保護児童の適切な保護を図る。	0	代表者会議：1回/年 実務者会議：4回/年 個別ケース会議：随時		実施中	継続		
2 ひとり親家庭の自立支援			① 相談体制の充実	関係機関との連携のもとで相談体制を充実し、ひとり親家庭の自立の促進に努めます。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・民生委員・児童委員により、支援を必要とする方の生活相談や見守りを実施。 ・様々な形で民生委員・児童委員を周知し、地域での孤立防止や気軽に相談できる体制を構築。	0	民生委員児童委員が作成した「子ども・お年寄り応援マップ」を3000部印刷し、公共施設等の各拠点に配置することで周知		実施中	継続	
			② 生活支援の充実	一時的に子育てが困難となったひとり親家庭に対応するため、児童福祉施設等において一時的に子どもを養育する事業の利用を周知します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・子育て困難なひとり親家庭に対して町が窓口として、児童相談所を通じた児童福祉施設等への利用を案内。	0	児童相談所との連携により児童福祉施設等へ入所となった人数：0人/年		実施中	継続	
			③ 就労の促進	職業訓練や技能習得の機会、職業紹介を関係機関に働きかけるとともに、保育所への優先入所等を通じて、ひとり親家庭の就労を促進します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・利用調整等を行う上で、保育の必要性を確認した上で、保育所へ優先的に入所させている。 ・職業訓練支援制度のチラシを配布。	0			実施中	継続	
			④ 経済的支援の充実	児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の助成、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の利用周知など、生活の安定と自立を助ける経済的支援を実施します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・児童扶養手当、ひとり親医療費助成のほか、母子父子寡婦福祉資金貸付金の利子補給を行う。	0	対象世帯数 児童扶養手当：157世帯 ひとり親医療：169世帯 利子補給：0世帯		実施中	継続
3 障がいや発達に心配のある子ども及び家庭への支援の充実			① 早期療育体制の充実	各種乳幼児健康診査や相談活動等で発達に心配があり、発達支援が必要な子どもに対し、育児相談や育児教室を中心に支援を行うことで、早期療育体制の充実を図ります。	福祉保険課(4/4)	実施	実施	実施	実施	実施	・総合教育相談センター又は子育て・健康課で実施している育児教室から集まりを受けて、巡回リハを実施。（県事業）	0	対象児童：10人		実施中	継続	
					子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・各健康診査や育児相談等で経過観察が必要な親子に訪問や電話相談、育児相談にて事後フォローを実施。 ・未受診者には、電話連絡、訪問にて全数把握。必要時は各関係機関と連携を図っている。 ・フォローが必要な親子を対象に親子支援教室や発達支援教室を実施し、子育て支援や発達の助長を図っている。 ・保育園、幼稚園を巡回相談し、発達の助言や母親支援を実施。	1,739,927	育児相談：1回/月（04で3月中止）、相談件数602件 親子支援教室（1歳6ヶ月健診・3歳健診フォロー教室）：各2回/月、参加人数延べ：127人 巡回相談：16園延101人 発達支援教室おひさま 月4回×2教室 ・午前29回、延べ170人参加 ・午後26回、延べ126人参加		実施中	継続	
			② 幼稚園・保育所における障がい児の受入れの推進	障がい児保育は、障がい児にとって集団生活や生活習慣等の面で大きな効果が期待されることから、幼稚園・保育所等での受入れを推進します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・県補助金を受け、幼保ともに推進している。	0			実施中	継続
			新 ③ 幼稚園・保育所巡回相談の実施	臨床心理士や保健師等が幼稚園・保育所を巡回し、保護者や先生に対し、子どもの発達支援に関する助言を行います。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・市内の幼稚園・保育所の要請に応じて臨床心理や保健師等の専門職を派遣し相談を実施	288,000	巡回相談：9園延101人		実施中	継続
		④ 学校における特別支援教育の充実	就学前相談を充実させるとともに、就学指導委員会での審議内容を踏まえ、障がいの状況に応じた適切な指導や支援を実施します。	教育総務課(17/33)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・障がいのある児童生徒のより良い生活・学習環境提供のため、医療・福祉・健康・教育等の各機関が専門的な立場からカンファレンスを実施。 ・養護学校地域支援担当や心理教育相談員による行動観察・心理検査等の結果をケース会議で検討し、児童生徒にとって適切な生活・学習環境、教材の提供の仕方について確認。併せて、発達障害に係る認識を深める研修を実施。	60,400	カンファレンス等実施回数：2回（教育支援委員会） ※H29年度より、就学指導委員会は教育支援委員会に名称変更 研修会実施回数：1回 研修会参加者数：82人（うち教員42人）		実施中	継続	

基本目標4：【はぐくむ】子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備

施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	事業内容	担当課	スケジュール					令和元年度実績			進捗状況	今後の方向
						27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	実施内容	事業費	成果		
1 次代の親の育成			※① 若い世代の意識づくり	若い世代に対し、子育てや子どもの育成に関わるボランティア活動への積極的な参加を促進し、子育てに対する意識を醸成します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・子育て支援施設（子育てサロン等）、保育所等において若い世代のボランティアを積極的に受け入れる。（二宮高校の保育体験、大学生保育カリキュラム実習以外のボランティアの受入れ） ・青少年（高校生・大学生）	0	・中学生の職業体験（3人） ・二宮高校の保育体験（3人） ・保育実習生（専門学校、短大、大学）（1人）	実施中	継続
			② 年少者との交流	幼稚園訪問や中学生の保育所訪問による保育体験を実施し、小さな子どもとのふれあいを通じて、自分自身を振り返り、家庭生活を大切にすることを育みます。	教育総務課（18/33）	実施	実施	実施	実施	実施	・中学校の保育園訪問等を実施。	0	中学校の幼稚園訪問の実施。	検討中	継続
2 学校教育の充実	(1)	確かな学力の向上	① 基礎学力の向上	基礎的・基本的な知識や技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育む授業の実施により、児童・生徒の基礎学力の向上に努めます。	教育総務課（19/33）	実施	実施	実施	実施	実施	・各校における児童・生徒の実態に応じた学校独自の研究を推進。	0	習熟度別ではなく、少人数学習やチームティーチングの実施により児童・生徒の学力の向上を目指している。	実施中	継続
			② きめ細かな指導の充実	少人数学習など、児童・生徒一人ひとりの個性や発達・成長の状況に応じたきめ細かな指導の徹底を図るとともに、学校教育相談の充実を図ります。 また、学習効果の向上を図るため、支援教育補助員の配置や日本語指導を必要とする外国籍等児童生徒等への日本語指導員の派遣、そにつく（ことばの教室）の設置など、きめ細かな指導を進めます。	教育総務課（20/33）	実施	実施	実施	実施	実施	・小学校の算数、中学校の数学において少人数指導を実施。また、中学校の英語においてチームティーチングを実施。 ・小・中学校へ支援教育補助員を配置し、生活・学習の両面、特に発達障害のある児童への教育的支援を実施。	19,138,204	・少人数学習やチームティーチングの実施により、児童・生徒が達成感・成就感を味わうことができ、学習意欲を高めることができた。 ・支援教育補助員を各学校に配置（25人）し、学習・生活両面の支援を行うことができた。	実施中	継続
			③ 総合的な学習の時間の実施	横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら学び考える力を身につけ、主体的に問題解決に取り組む態度等の育成を図ります。	教育総務課（21/33）	実施	実施	実施	実施	実施	・総合的な学習に係る校外活動を支援する。 ・二宮町図書館、学校図書館連絡協議会の実施と調査活動への支援。 ・調査活動に係る町各課との連絡調整。 ・旧コミュニティ・スクール運営	338,400	総合的な学習の実施：受講児童・生徒 小学3年～中学3年生（1,462人） 体験活動に対する経費（コミュニティ・スクール運営促進補助金の一部）：全児童生徒対象（1,826人）	実施中	継続
			④ 子どもの健康づくりの推進	学校の教育活動全体を通して、子どもが発達段階に応じて健康についての知識を習得し、さらに健康についての実践力が高められるよう、学校と家庭が連携し、子どもの健康づくりを推進します。	教育総務課（22/33）	実施	実施	実施	実施	実施	・教科、特別活動等での健康教育の推進を図る。 ・健康診断の実施と指導、並びに保護者への通知。 ・保健体育・家庭科・学級活動等で、健康の大切さ、その推進について指導。 ・全校生徒に対し、身体測定、各種検診を実施し、配布した健康手帳等を利用して指導、保護者への通知を実施。 ・児童生徒、PTA、学校医が参加した学校保健委員会活動を実施。	64,650	・教科等での健康教育の実践、また健康診断や各種検診を通して保護者と連携を図り、児童生徒の健康づくりを推進することができた。 ・学校保健委員会を各校で実施し、健康づくりに対する意識を高めることができた。 ・健康手帳配布：330人（小学1、中学1）	実施中	継続
			⑤ 防災・安全教育の推進	防災訓練等を通して危険予知能力や危険回避力を高め、自分自身を自分で守る意識を育む教育を推進します。	教育総務課（23/33）	実施	実施	実施	実施	実施	・各校において防災訓練を実施。	0	各種災害を想定した避難訓練、引きとり訓練を各校において実施した。	実施中	継続
	(2)	特色ある学校づくり	① 国際理解・英語教育の推進	小・中学校における外国語指導助手の活用等により、国際理解・英語教育を推進します。また、英語検定料を助成し、英語学習への意欲を高めます。	教育総務課（24/33）	実施	実施	実施	実施	実施	・小・中学校へ英語指導助手を配置。 ・英語教育推進事業として国際理解を深めるとともに、英語によるコミュニケーション能力の向上を図る。 ・外国語活動・英語教育研究会の開催。 ・英語検定奨励金（中学3年生）	7,493,920	英語指導助手（2名）を配置 英語検定奨励金利用生徒数：60名 中学校3年生の卒業時3級以上取得率：未把握	実施中	継続
			② 情報教育の推進	コンピューター等情報機器の操作の習熟を図ります。 また、コンピューターやネットワークを通じて情報収集を行い、情報の編集・判断・発信できるよう情報リテラシー教育の充実を図ります。	教育総務課（25/33）	実施	実施	実施	実施	実施	・小・中学校パソコン室の活用。 ・情報教育担当者を開催し、情報教育の推進を図る。 ・教職員向けのパソコン研修会の実施。 ・二宮町立各学校と教育委員会をネットワークで結ぶ「学校間ネットワーク」の活用。 ・ICT活用指導力向上研修会の実施	15,718,192	情報教育にかかる授業の実施：授業を受けた児童・生徒数：小学校1,202人、中学校624人	実施中	継続
			③ 情報モラル教育の実施	スマートフォン等を介して行うメールやブログなどの情報サービスに対して正しい使い方を指導するため、情報モラル教育を推進します。	教育総務課（26/33）	実施	実施	実施	実施	実施	情報教育担当者会、児童・生徒指導担当者会において、各校の課題や取り組み状況についての情報交換。	0	情報教育担当者会及び児童・生徒指導担当者会を開催した。 情報教育担当者会：2回 生徒指導担当者会：3回	実施中	継続
			④ 地域に開かれた学校づくり	地域における人材を学習協力者や体育・文化活動指導員として活用するなど、地域の教育力を積極的に活用します。 また、学校評議員制度を活用して学校、家庭、地域との連携・協力を推進します。	教育総務課（27/33）	実施	実施	実施	実施	実施	・各教科・領域・部活動等において専門的な知識・技能をお持ちの保護者或は地域の方を講師にお願いし、児童・生徒の興味関心、意欲の高揚、また教育的ニーズに応える。 学習協力者：189時間 体育・文化活動指導員：10名11団体	1,040,000	学習協力者、体育・文化活動指導員の活用。	実施中	継続
			⑤ 体験を重視した教育の推進	子どもたちの興味・関心に基づく職場体験や自然体験、福祉・ボランティア体験など、地域と学校が連携・協力しながら、多様な体験活動を推進します。	教育総務課（28/33）	実施	実施	実施	実施	実施	・中学生は町内企業や公共施設での職場体験を実施。また、ふれあい研修を通して自然体験を実施。	0	キャリア教育の観点から、職場体験・工場見学を通して働く喜び、ボランティア活動の大切さを学ぶことができた。 職場体験をした生徒数：210人（中学2年生）	実施中	継続
新	⑥ 豊かな心を育む教育の推進	人権尊重の精神や生命に対する畏敬の念を育成したり、さまざまな体験活動や集団活動を通して、自分の気持ちを伝えたり相手の気持ちを聞く力を身につけること、また1つの活動を役割分担しながら全員で作り上げることなど、人や自然とのかかわりの中で豊かな心を育むことを目指した教育を推進します。	教育総務課（29/33）	実施	実施	実施	実施	実施	・職場体験やふれあい研修を通して、豊かな心をはぐくむ教育を推進する。 ・人権教育を推進する。 職場体験をした生徒数：210人（中学2年生） 人権教育担当者会：年間2回実施 校内人権教育研究会：各学校年間1回実施	0	職場体験の実施。 職場体験をした生徒数：210人（中学2年生） 人権教育担当者会：年間2回実施 校内人権教育研究会：各学校年間1回実施	実施中	継続		

施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	事業内容	担当課	スケジュール					令和元年度実績			進捗状況	今後の方向		
						27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	実施内容	事業費	成果				
3 地域とともにある教育環境づくり	(1)	家庭教育の充実	① 家庭教育に関する学習機会の充実	子育てセミナーやPTA役員研修等の各種社会教育事業を通じて、親自身の家庭における役割や責任の自覚、子どもの発達段階に応じた親のあり方や望ましいしつけの方法など、家庭教育の重要性について学ぶ機会を提供します。	生涯学習課(6/18)	実施	実施	一部実施	一部実施	一部実施	・「PTA役員研修会」 対象：町内5校のPTA(本部役員・各委員会) 内容：PTAの活動や役割等、基本的なことを学ぶとともに、活性化に向けてできることを考える。	0	「PTA役員研修会」 実施日：4月13日(土) 参加人数：38人 テーマ「PTA活動の基礎・基本～子どもたちの健やかな成長のために～」	一部実施中	廃止		
			新 ② 図書館事業の充実	子育て関連図書や子ども向けの蔵書の充実を図るとともに、「ブックスタート」や「おはなし会」など、子どもの年齢に合わせた子育て支援関連事業や行事を開催し、図書館利用の促進に努めます。	生涯学習課(7/18)	実施	実施	実施	実施	実施	・子どもの本コーナーで本の相談を受ける職員の配置 ・「子育て関連図書コーナー」および「子育て情報コーナー」の設置 ・児童書、赤ちゃん絵本購入 ・子ども向け行列書の開催 「おはなし会とおりがみあそび」「ちいちゃいおはなし会」(各月1回)、「こわ～いおはなし会」(年1回)、「わらべうたであそぼう」(月2回)、 ・子育て支援関連講座の開催 「わらべうた入門講座(乳児向け)」(年6回)、 ・ブックスタート提供(子育て・健康課と共催・年6回4か月児健康診査時) ・図書館託児サービス提供(月1回) ・高橋和枝 絵本原画展・講演会・子供向けワークショップ	36,978,852 (図書館資料整備事業・図書館運営事業全体)	・子どもの本コーナーでの本の相談職員の配置(年間66回) ・児童書、絵本の購入(905冊) (年間参加のべ人数：人) ・おはなし会とおりがみあそび(192) ・ちいちゃいおはなし会(223) ・こわ～いおはなし会(47) ・わらべうたであそぼう(341) ・にんぎょうげき大会(80) ・わらべうた入門講座(乳児向け)(72) ・ブックスタート提供(124組) ・図書館託児サービス提供(28) 絵本原画展(995) 講演会(59) 子供向けワークショップ(49)	実施中	継続・推進		
	(2)	地域教育力の向上	① 学習・体験機会の提供	子ども会活動等による、親子がともに参加することのできる多様な学習・体験機会への支援を行います。また、ものづくり等体験機会の提供や子どもたちの情懷を豊かに育むため、文化・芸術活動を振興します。	生涯学習課(8/18)	実施	実施	実施	実施	実施	・子ども野外研修(子ども会育成会連絡協議会主催)へ補助金交付 8月24日(土)～25日(日)に実施。小学6年生の子ども会会員を対象に足柄ふれあいの村で1泊2日のキャンプを行う。 ・「子どもチャレンジ教室」の実施(生涯学習ボランティアへ委託) 内容：小学生を主な対象にし、4講座実施。ペットボトルロケット作りや小学校への出前講座等を実施。	野外研修1,952,108 子チャレ 45,132	・「子ども野外研修」 参加人数：子ども53人、指導者43人 ・「子どもチャレンジ教室」 実施講座数：4講座 参加人数：延べ81人	実施中	継続・推進		
			② 関係団体の連携強化	地域における子どもの体験・学習を推進している関係団体との連携を深め、その活動をさらに支援します。	生涯学習課(9/18)	実施	実施	実施	実施	実施	・「子どもチャレンジ教室」は、ボランティアグループである、二宮町生涯学習ボランティア学級講座部会へ委託。 ・「放課後子ども教室」の運営について、普通ひ名人会、にのみやこども自然塾らびつ等の団体や子どもの保護者が運営協力をしている。	子チャレ 45,132 放課後 441,032	・「子どもチャレンジ教室」 実施講座数：4講座 参加人数：延べ81人 ・「放課後子ども教室」 実施回数：21回 参加児童数：延べ1,261人 協力者数：延べ194人	実施中	継続・推進		
			③ 子ども会活動への支援	子ども同士の交流や世代間交流など、多様な交流を通して魅力ある子ども会活動への支援を行います。	生涯学習課(10/18)	実施	実施	実施	実施	実施	・子ども会指導者研修会の実施 4/20に「子どもは地域で育てる」5/19には「KYT研修」をテーマに、子ども会役員と青少年指導員の合同研修会を行う。 ・子ども野外研修(子ども会育成会連絡協議会主催)へ補助金交付 8月24日(土)～25日(日)に実施。小学6年生の子ども会会員を対象に足柄ふれあいの村で1泊2日のキャンプを行う。 ・子ども会へ補助金の交付 子ども会育成会連絡協議会と単位子ども会へ補助金を交付する。	1,953,856	・「子ども会指導者・青少年指導員合同研修会」 実施回数：2回 参加人数：延べ68人 ・「子ども野外研修」 参加人数：子ども53人、指導者43人 子ども会への補助金 子ども会育成会連絡協議会(240,000円)と単位子ども会(627,450円)へ補助金を交付した。	実施中	継続・推進		
			④ 地域スポーツの振興	各種スポーツ教室を推進し、親子が気軽に参加できる地域スポーツを振興します。また、老朽化が進むスポーツ施設の修繕補修や維持管理を実施します。	生涯学習課(11/18)	実施	一部実施	一部実施	実施	一部実施	・体育施設の修繕等維持管理を行う。 ・スポーツ教室は未実施(スポーツ推進委員自主事業を通じた地域スポーツ推進を図る)	テニスコート 290,240 武道館900,670 体育館8,996,147 運動場13,458,456 山西プール 9,850,855 温水プール 64,712,136	・体育施設の維持管理を行った。(テニスコート・武道館・体育館・運動場・山西プール・温水プール)	一部実施中	継続・推進		
			⑤ 世代間交流事業の充実	各種行事や地区活動等を通して、子どもと高齢者、就学前児童や小中高校生との世代間の交流を充実させます。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・老人ホーム訪問、(みちる愛児園運動会等) ・園行事への招待	0	幼稚園、保育園の運動会など園行事への招待等を通し、世代間交流ができた。	実施中	継続	
					高齢介護課(1/1)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	地域の各種行事や地区社協等の活動を通じて、世代間交流を図る。	0	地域の各種行事や地区社協部の活動を通じて、世代間交流が図られた。	実施中	継続・推進
			⑥ 地域間交流事業の充実	地域間交流事業をさらに充実し、子どもの体験活動の機会提供や世代間のふれあい等を通して、地域の活性化を図ります。	地域政策課(3/9)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・地区長連絡協議会が事業の実施主体となり、環境の異なる長野県高山村との地域間交流事業を実施。	1,160,687	受入れ：7月6日(土) 地引網体験学習(高山村参加者75人、二宮町参加者41人)計116人 訪問：8月3日(土)～4日(日) 高山まつりに参加、笠岳ハイキング、子ども交流会(参加者数48人)	実施中	継続
					生涯学習課(12/18)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・「広域連携中学生交流洋上体験研修」を実施 内容：1市4町1村の中学生が東海大海洋調査船「望星丸」に乗船し、2泊3日の集団生活をしながら海水浴、海洋観察等を行った。 ・「1市4町1村青少年交流キャンプ」を実施 内容：1市4町1村の小学生(4年～6年)が、表丹沢野外活動センターにて野外炊事・工作などを行った。 ・「放課後子ども教室」を実施 内容：町内3小学校の児童を対象とし、地域の大人の見守りや指導のもと、各小学校体育館等にて簡単な工作や自由遊び、遊び等で行った。	861,032	「広域連携中学生交流洋上体験研修」 実施日：7月31日(水)～8月2日(金) 参加人数：7人 「1市4町1村青少年交流キャンプ」 実施日：12月14日(土)～15日(日) 参加人数：7人 「放課後子ども教室」 実施回数：21回(各校7回×3校) 登録児童数：254人(二宮小157人・一色小45人・山西小52人) 参加児童数：延べ1,261人	実施中	継続・推進
※	⑦ 中学生・高校生の活動や居場所づくり	地域イベントへの積極的な参加を促すとともに、既存の文化施設やスポーツ施設を活用した中学生・高校生を対象とする事業の充実を図ります。	生涯学習課(13/18)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	・「バウンスボール大会」7月開催(スポーツ推進委員連絡協議会主催) 内容：地区対抗の部とオープンの部からなり、地域活動の一環として、チームワークを重んじ、地域の人達とのふれあいとスポーツ精神の高揚、体力の向上を図った。 ・「二宮町体育祭」10月開催 内容：町民運動場にて子どもから大人まで多くの町民を対象とし、スポーツで体力・健康づくりを高めた。 ・「二宮町町内一周総走大会」12月開催 内容：地域のふれあいと体力増進の一環として、広く町民にスポーツを普及振興し、スポーツ精神の高揚を目指す。 ・「ユニカル大会」(スポーツ推進委員連絡協議会連絡協議会主催) 内容：小学4年生以上対象のユニカル大会 ・「ジュニアリーダー養成研修」(青少年指導員連絡協議会主催) 内容：①野外炊事とニューススポーツ体験 ②富士の里体験研修(1泊2日)	スポーツ推進委員 事業 706,896 体育祭 728,722 総走大会 163,223 ジュニアリーダー 96,941	「バウンスボール大会」 実施日：7月28日(日)参加者：選手28チーム117人 「町民体育祭」 実施日：10月6日(日)参加者人数：約2,200人 実施日：12月8日(日)参加者人数：352人 「ユニカル大会」 実施日：3月8日(日)コロナ感染拡大防止のため中止 「ジュニアリーダー養成研修」 実施日①4月28日(日)一色防災コミセン 参加者11人 ②9月15日(日)～16日(月)国立青少年の家 参加者25人 ③3月21日(日)コロナ感染拡大防止のため中止	実施中	継続・推進			

基本目標5：【あんしん】子育てに配慮した生活環境の整備

施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	事業内容	担当課	スケジュール					令和元年度実績		進捗状況	今後の方向		
						27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	実施内容	事業費			成果	
1 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備			① 良好な住環境づくりの推進	子育て世代が町に定住して、安心して生活や子育てができるよう、安全で快適な住環境づくりを推進します。	都市整備課(1/5)	実施	実施	実施	実施	実施	開発指導要綱等による住環境整備を目的とした指導を実施。	0	開発協議件数 6件	実施中	継続	
			② 安全で安心な公園・緑地の整備	子どもの身近な遊び場である公園や緑地を、子どもたちにとって楽しく安全で、安心して遊ばせることができる場所として整備します。	都市整備課(2/5)	実施	実施	実施	実施	実施	公園等の道具等安全点検を実施。 ・樹木の剪定、草刈り、簡易の補修を実施。 ・児童遊園地・子どもの広場の道具等更新を実施。	82,876,557	道具等安全点検を行う公園数：73箇所 樹木の剪定、草刈り、簡易の補修を行う公園数：73箇所	実施中	継続	
			③ 安全な道路環境の整備	子ども連れでも安心して通行できるよう、道路の段差解消や交差点の改良の他、カラー舗装による視認性の向上、交通管理者である警察との協議による交通安全施設の整備等を進め、安全な道路環境の整備をします。	都市整備課(3/5)	実施	実施	実施	実施	実施	子ども連れでも安心して通行できるよう安全施設の整備を実施。	206,536,115	契約件数25件	実施中	継続	
			④ 防犯灯等の整備	地域の安全を図るため、防犯灯の設置や電球のLED化など、明るいまちづくりを推進します。	防災安全課(2/7)	実施	実施	実施	実施	実施	平成27年度中に全灯LED化が完了し、新規設置、移設を含む維持管理により、適切な運用を実施。	18,239,241	LED化で球切れによる不点灯がほぼなくなるなど、適切な維持管理により、明るい街づくりの推進が図られている。	実施中	継続	
			⑤ 公共施設等の改善整備	公共施設が子ども連れでも利用しやすいように、授乳コーナーやおむつ替えのできるベビーベッドの設置など、各種施設整備を進めます。	財務課(1/1)	実施	実施	実施	実施	実施	2箇所の地区集会施設について、エアコンの更新工事を実施した。	2,580,820	町民センター授乳室（平成24年6月設置） （令和元年度利用件数）：9件	実施中	継続	
			⑥ 子育てバリアフリーの推進	子どもや妊産婦など、子育て家庭にとって安全かつ快適に外出できるバリアフリーのまちづくりを推進します。	都市整備課(4/5)	実施	実施	実施	実施	実施	経年劣化による道路の陥没や道路上にある側溝蓋等の破損について、臨時作業員が穴埋めや補修を実施。	206,536,115	道路等補修 180件	実施中	継続	
2 子ども等の安全の確保		① 交通安全施設の整備	通学路を中心に危険箇所の定期的な点検を行い、歩道の整備やガードレールなど、交通安全施設の整備を進めます。	都市整備課(5/5)	実施	実施	実施	実施	実施	子ども連れでも安心して通行できるよう安全施設の整備を実施。	206,536,115	契約件数25件	実施中	継続		
				教育総務課(30/33)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	通学路の定期的な点検の実施。	0	各校において通学路点検を実施。	実施中	継続	
		② 交通安全、防災・防犯指導の充実	警察等と連携し、交通安全教室等を通じて園児・児童・生徒に対する交通安全指導の充実を図ります。また、それに伴う交通安全指導者の確保に努めます。	防災安全課(3/7)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	各交通安全運動期間において通学時の街頭指導や広報啓発活動を実施。 ・警察と連携し、各小学校における自転車乗り方教室や新入児童に対する通学路の歩き方教室、園児に対する交通安全普及支援等を実施。	600,000	各小学校において、自転車の乗り方や通学時の歩き方などを指導し、保護者を含めた交通安全普及により、事故防止の意識啓発が図られている。 今年度は、各小学校2回程度交通安全普及啓発4期間（4月、7月、10月、12月）各10日及び毎月1日	実施中	継続	
				教育総務課(31/33)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	警察等と連携し、交通安全教室を実施。	0	各校において交通安全教室を実施。	実施中	継続	
				子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	警察等と連携し、交通安全教室を実施（2年に1回）。 ・避難訓練については、毎月実施。 ・引き渡し訓練の実施。	0	避難訓練の実施（毎月）。 引き渡し訓練（防災訓練）を6月に実施。	実施中	継続	
		③ チャイルドシート、幼児同乗用自転車の幼児用座席のシートベルト着用等の啓発	チャイルド（ベビー）シートや子どもの自転車乗用時のヘルメット、幼児同乗用自転車の幼児用座席におけるシートベルトの着用の必要性等の情報提供を行うとともに、交通安全運動にあわせて子どもの安全を徹底するよう、警察等とも連携し啓発します。	防災安全課(4/7)	実施	実施	実施	実施	実施	各交通安全運動期間においてシートベルトの着用、チャイルドシートの使用、子供の自転車用ヘルメットの着用に関する広報啓発活動の実施。	0	各交通安全期間における広報活動により、普及啓発が図られている。 交通安全普及啓発4期間（4月、7月、10月、12月）各10日及び毎月1日	実施中	継続		
		④ 「こどもSOSのいえ」の充実と周知	子どもが犯罪や不審者から逃れる緊急避難場所として、二宮町PTA連絡協議会が各家庭や事業者等地域の協力を得て設置する「こどもSOSのいえ」事業の支援を行い、普及を推進します。	生涯学習課(14/18)	実施	実施	実施	実施	実施	子どもがいつでも助けを求められる「こどもSOSのいえ」を増やすため、二宮町PTA連絡協議会が主体となって周知を図る。 ・家庭や事業所へ「こどもSOSのいえフレート」の掲示の協力依頼及び周知を図る。	0	掲示箇所数：741箇所	実施中	継続		
		⑤ 地域ぐるみの防犯活動の推進	安全安心まちづくり協議会を通じ、幼稚園、保育所、学校関係者や地域の人たちによる犯罪情報の共有化により、防犯意識の向上に努めます。 また、防犯教室の実施や各地区の防犯パトロール、児童・生徒の見守り活動など、地域ぐるみの防犯活動を推進します。	防災安全課(5/7)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	各地域での防犯パトロールや登下校時の見守りなどの普及に取り組む。 ・防犯活動に必要な腕章やのぼりの貸出しを実施。 ・安全安心まちづくり旬間での啓発活動の連携強化	135,000	安全安心まちづくり推進協議会の開催により、地域、教育機関を含む幅広い団体との連携強化とともに、町ぐるみでの見守り活動推進が図られている。	実施中	継続	
				教育総務課(32/33)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	「二宮町児童・生徒安全対策協議会」を開催。 ・年間3回の「見守り重点日」を設定 ・新小学一年生（希望者）に防犯ブザーを配付	96,120	二宮町児童・生徒安全対策協議会を開催（2回）。 「見守り重点日」を実施 防犯ブザー配付個数：178個	実施中	継続
				子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	不審者情報等の一斉送信を行っている。	-	地域の犯罪情報の共有化により、防犯意識の向上を図る。	実施中	継続
		⑥ 妊産婦、子どもの防災対策	災害時の避難方法や、避難所における妊産婦や乳幼児の収容方法等について検討します。	防災安全課(6/7)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	各地区における災害時要配慮者の把握とリスト作成の推進を図る。 ・各避難所での避難所運営に係る検討会議の実施。 ・ハザードマップや防災ガイドブックの全戸配布の実施。 ・引取り訓練の実施や小学生保護者（PTA）への防災研修会の実施	0	各地区名簿での災害時要配慮者情報の把握支援により、平常時から地域支援（相互支援）の促進を図るとともに、避難所等での対応についても検討が図られている。 また、子どもを含む避難行動時の留意事項などについての普及啓発が図られている。	実施中	継続	
		⑦ 有害環境対策の推進	地域住民と協力しながら、有害環境の実態把握に努め、是正が必要な場合は、県や警察に対して指導取り締まりを依頼します。	防災安全課(7/7)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	夜間における犯罪未然防止のためのLED防犯灯の適切な維持管理及び運用の実施。 ・防犯パトロールや住民からの不審者情報による警察への取り締まり依頼。	0	各地区の防犯パトロール隊や個人パトロールを含む各種団体との連携により、有害環境の把握及び不審者情報の警察への情報提供が図られている。	実施中	継続	
生涯学習課(15/18)	実施			実施	実施	実施	実施	実施	実施	「環境浄化パトロール」（通年実施）を実施。 内容：青少年の非行化を誘発するいかげしいチラシ、看板、違反屋外広告物の撤去や、非行化の温床となりやすい場所等でパトロールを実施。実施者：環境浄化推進員。 ・「愛のパトロール」（年5回）を実施。 内容：町内の巡回と共に、駅周辺等青少年が集まる場所において愛のパトロール（声かけ運動）を実施し、青少年の事故防止、非行防止を図る。実施者：民生委員、青少年指導員、環境浄化推進員、各小中学校及びPTA	38,150	環境浄化パトロール実施回数：6回 ・愛のパトロール実施回数：5回 ・青少年健全育成キャンペーン：2回（7月と11月実施、年2回）	実施中	継続・推進		
⑧ 地域ぐるみの非行防止活動の推進	家庭や地域との連携を強化し、啓発活動、巡回指導など、地域ぐるみの非行防止活動を推進します	生涯学習課(16/18)	実施	実施	実施	実施	実施	実施	「環境浄化パトロール」（通年実施）を実施。 内容：青少年の非行化を誘発するいかげしいチラシ、看板、違反屋外広告物の撤去や、非行化の温床となりやすい場所等でパトロールを実施。実施者：環境浄化推進員。 ・「愛のパトロール」（年5回）を実施。 内容：町内の巡回と共に、駅周辺等青少年が集まる場所において愛のパトロール（声かけ運動）を実施し、青少年の事故防止、非行防止を図る。実施者：民生委員、青少年指導員、環境浄化推進員、各小中学校及びPTA	38,150	環境浄化パトロール実施回数：6回 ・愛のパトロール実施回数：5回 ・青少年健全育成キャンペーン：2回（7月と11月実施、年2回）	実施中	継続・推進			

基本目標6：【いきいき】子育てと仕事の両立の推進

施策の基本的方向	No.	施策名	計画事業名	事業内容	担当課	スケジュール					令和元年度実績			進捗状況	今後の方向			
						27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	実施内容	事業費	成果					
1 ワーク・ライフ・バランスの推進			① 意識啓発の推進	家庭生活において、男女が互いに責任をもち、協力しあっていくことができるよう、意識啓発を行います。また、一般町民に対して、仕事のやり方を見直し、早く家に帰れるよう事例を紹介するなど、広報・啓発活動を実施します。	地域政策課 (4/9)	実施	実施	実施	実施	実施	・「男女共同参画」に関する県等発行のパンフレットを配架する。 ・町広報紙や町ホームページなどで啓発記事を掲載する。 ・町民団体・神奈川県と共催で男女共同参画意識啓発のための「男女共同参画フォーラム」を開催。	36,214	・県等発行のパンフレットを随時配架。 ・町広報紙、ホームページでの啓発記事の掲載。 ・「男女共同参画フォーラム」実施日：12月15日(日) 参加者25名	実施中	継続・推進			
					産業振興課 (2/7)	実施	実施	実施	実施	実施	・男女共同参画に関わる県労働福祉課、県雇用対策課等発行のワーク・ライフ・バランスパンフレットを役場窓口及び商工会において配布。	0	啓発用パンフレット配布回数：13回 配布パンフレット：各3～30部 配布ポスター：1～3部	実施中	継続・推進			
			② 育児休業制度等の普及啓発	育児休業制度の定着やフレックスタイム制、育児中における勤務時間短縮の導入など、育児休業等の周知徹底を促進するため、制度の趣旨や内容についての普及啓発活動を実施します	地域政策課 (5/9)	実施	実施	実施	実施	実施	・「男女共同参画」に関する県等発行のパンフレットを配架する。 ・町広報紙や町ホームページなどで啓発記事を掲載する。	0	・県等発行のパンフレットを随時配架。 ・町広報紙、ホームページでの啓発記事の掲載。	実施中	継続・推進			
					産業振興課 (3/7)	実施	実施	実施	実施	実施	・男女共同参画に関わる県労働福祉課及びひかながわ労働センター等発行のパンフレットを役場窓口及び商工会において配布。	0	啓発用パンフレット配布回数：5回 配布パンフレット：各3～30部 配布ポスター：1部	実施中	継続・推進			
			③ 職場環境づくりの促進	男女がともに協力して子育てをする環境づくりを進めます。また、男性も女性も育児休業等が取得しやすい職場環境づくりの啓発を実施します。	地域政策課 (6/9)	実施	実施	実施	実施	実施	・「男女共同参画」に関する県等発行のパンフレットを配架する。 ・町広報紙や町ホームページなどで啓発記事を掲載する。	0	・県等発行のパンフレットを随時配架。 ・町広報紙、ホームページでの啓発記事の掲載。	実施中	継続・推進			
					産業振興課 (4/7)	実施	実施	実施	実施	実施	・男女共同参画に関わる県労働福祉課及びひかながわ労働センター等発行のパンフレットを役場窓口及び商工会において配布。	0	啓発用パンフレット配布回数：10回 配布パンフレット：各3～30部 配布ポスター：1部	実施中	継続・推進			
			④ 男性に対する子育て支援の促進	家事や育児についての学習や体験の機会を増やすため、各種事業等への男性の参加を促進します。	子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・第一及び第三土曜日に突通り子育てサロンを開催。第二及び第四土曜日に中里子育てサロンを開催。 ・マタニティ教室の一部のコマを父親が参加しやすい土曜日に開催。 ・母子健康手帳交付は、母の代理申請で父親も可能。父親の育児参加を働きかける。	2,369,275 12,000	土曜開所回数：46回（運営委託費（子育てサロン分のみ）÷全開所日数×土曜開所日数） マタニティ教室：年4コース（1コース3日間）3月はコロナ対策のため中止。参加人数：延95人（うち父参加32人）	実施中	継続			
					生涯学習課 (17/18)	実施	実施	事業終了	事業終了	事業終了		0		未実施または検討中	廃止			
			⑤ 女性の再就職・起業をするための支援情報の提供	出産・育児・介護等で離職した女性が再就職・起業をするために必要な情報をさまざまな角度から提供します。	産業振興課 (5/7)	実施	実施	実施	実施	実施	・男女共同参画に関わる県労働福祉課等発行のパンフレットを役場窓口及び商工会において配布。	0	啓発用パンフレット配布回数：2回 配布パンフレット等：各20部	実施中	継続・推進			
					地域政策課 (7/9)	実施	実施	実施	実施	実施	・「男女共同参画」に関する県等発行のパンフレットを配架する。 ・町広報紙や町ホームページなどで啓発記事を掲載する。	0	・県等発行のパンフレットを随時配架。 ・町広報紙、ホームページでの啓発記事の掲載。	実施中	継続・推進			
			⑥ 各企業等での子育て支援に関する取組み事例の発信	各事業者等の子育て支援に関する取組み事例を紹介することで、雇用環境の充実を図ります。	産業振興課 (6/7)	実施	実施	実施	実施	実施	・男女共同参画に関わるひかながわ労働センター等発行のパンフレットを役場窓口及び商工会において配布。	0	啓発用パンフレット配布回数：3回 配布パンフレット：各20部	実施中	継続・推進			
					地域政策課 (8/9)	実施	実施	実施	実施	実施	・「男女共同参画」に関する県等発行のパンフレットを配架する。 ・町広報紙や町ホームページなどで啓発記事を掲載する。	0	・県等発行のパンフレットを随時配架。 ・町広報紙、ホームページでの啓発記事の掲載。	実施中	継続・推進			
2 若者の自立・就業支援		新	① キャリア教育の推進	ボランティア活動、職場体験など、さまざまな体験活動の充実により、児童・生徒一人ひとりが望ましい勤労観や職業観を育むキャリア教育を推進します。また、発達段階に応じて自己の将来の生き方や進路を主体的に選択できる能力・態度の育成に努めます。	教育総務課 (33/33)	実施	実施	実施	実施	実施	・中学生の職場体験を実施し、キャリア教育を推進する。	0	職場体験の実施。 職場体験をした生徒数：210人（中学2年生）	実施中	継続			
					新	② 若者の就業支援	就業を希望しながら職に就けない若者や不安定な就業状況にある若者に対して、ひかながわ若者就職支援センター等の関係機関によるカウンセリングや職業訓練など、就業支援や相談機関の情報を提供します。	生涯学習課 (18/18)	実施	実施	実施	実施	実施	・就業支援に関わる県発行のパンフレットをラディアン窓口で配布。	0	・県等発行のパンフレットを配架	実施中	継続・推進
								子育て・健康課	実施	実施	実施	実施	実施	・就業支援に関わる県発行のパンフレットを役場窓口で配布。	0	・県等発行のパンフレットを配架	実施中	継続
								地域政策課 (9/9)	実施	実施	実施	実施	実施	・「男女共同参画」に関する県等発行のパンフレットを配架する。 ・町広報紙や町ホームページなどで啓発記事を掲載する。	0	・県等発行のパンフレットを随時配架。 ・町広報紙、ホームページでの啓発記事の掲載。	実施中	継続・推進
産業振興課 (7/7)	実施	実施	実施	実施	実施	・就業支援に関わる県雇用対策課等発行のパンフレットを役場窓口及び商工会において配布。	0	・県等発行のパンフレットを随時配架	実施中	継続・推進								

令和2年度子ども・子育て会議 ご意見・ご質問票

- ・この「ご意見・ご質問票」は、資料1から3まで全てに共通するものです。
- ・資料1、2は「資料番号」と「ページ」、「質問内容」をご記入ください。
- ・資料3は、**資料3説明文**のとおり「資料番号」と「ページ」、「施策の基本的方向の番号」、「NO.」、「計画事業名」をご記入ください。
- ・質問票は、FAX (0463-73-0134) もしくは、E-mail (kodomo@town.ninomiya.kanagawa.jp) まで、送付してください。(令和3年2月12日まで) なお、質問票の書式はメールでお送りしますので、ご入用の方は、メールにてご連絡をください。返信にて送付いたします。
- ・意見・質問がない場合も必ず送付してください。

委員氏名 _____

1、特に意見、質問はありません。

どちらかに○を記入してください

2、意見、質問は下記のとおりです。

	資料番号	ページ	施策の基本的方向 NO.	No.	計画事業名
意見・質問内容					

	資料番号	ページ	施策の基本的方向 NO.	No.	計画事業名
意見・質問内容					

	資料番号	ページ	施策の基本的方向 NO.	No.	計画事業名
意見・質問内容					

	資料 番号	ページ	施策の基本 的方向 NO.	No.	計画事業名
意見・質問 内容					

	資料 番号	ページ	施策の基本 的方向 NO.	No.	計画事業名
意見・質問 内容					

	資料 番号	ページ	施策の基本 的方向 NO.	No.	計画事業名
意見・質問 内容					

	その他の事項				
意見・質問 内容					